

東広島市介護ロボット・ＩＣＴ機器等導入支援補助金 申請の手引き

令和７年４月 作成

東広島市 健康福祉部 介護保険課

1 趣旨

介護職員の負担軽減、介護業務効率化及び働きやすい職場環境の整備を図るため、介護ロボットやＩＣＴ機器等を導入する介護事業者に対し経費を一部補助します。

2 補助対象事業者

東広島市内に所在する介護サービス事業所

3 補助対象機器

いずれの場合も、販売価格が公表されており、一般に購入できるものが対象です。

(1) 介護ロボット

次のア・イの要件を満たす介護ロボットが対象になります。

ア 目的要件

次のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減や業務効率化等に効果のあるもの

- ・ 移乗支援 ・ 移動支援 ・ 排せつ支援 ・ 見守り、コミュニケーション
- ・ 入浴支援 ・ 介護業務支援

イ 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識しこれによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するものであること。

(2) ＩＣＴ機器等

次の要件のいずれかを満たす機器、ソフトウェア又はサービスであって、介護サービス利用者の個人情報保護するための措置が講じられたものが対象になります。

ア 介護ソフト又は複数の介護ソフトを連携させることや既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一貫したサービスとなる場合であって、次の要件を全て満たすもの。

(ア) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービスを提供する事業所に限る。）が、介護ソフトを導入する場合は、厚生労働省が行う「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」等に準じたものであること。

(イ) 当該介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であって（有償・無償は問わない。）、研究開発製品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

イ パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の情報端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるもの（以下、「情報端末等」という。）、また、インカム等の職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るための通信機能を有するものであること。

ただし、持ち運びを前提とせず事業所に置くパソコンやプリンター等は対象外とする。なお、情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務に使用するものであること。

ウ 業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与及びホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、ＡＩを活用したケア

プラン原案の作成支援ソフトで使用するものであること。

- (3) その他機器等 (1) の介護ロボット及び(2) の I C T機器等によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると市長が判断した機器またはソフトウェアをいう。

※導入を検討している介護ロボット等が補助の対象になるか不明な場合は、事前に問い合わせください。

4 補助対象費用

(1) 補助対象となる費用

ア 介護ロボット

- ① 介護ロボットの購入、リース又はレンタルに係る費用
- ② 使用料
- ③ 初期設定費用
- ④ 配送料

イ I C T機器等

- ① I C T機器等の購入、リース又はレンタルに係る費用
- ② 使用料
- ③ 初期設定費用
- ④ 配送料
- ⑤ 介護サービス利用者の個人情報保護のため等に必要なセキュリティ対策費用

ウ その他機器等

- ① その他機器等の購入、リース又はレンタルに係る費用
- ② 使用料
- ③ 初期設定費用
- ④ 配送料

(2) 補助対象とならない費用

ア 補助金の交付決定前に購入、リース又はレンタル若しくはサービス利用の契約を締結した介護ロボット等に係る費用

イ 本補助金と同趣旨の補助金、交付金等（以下「他の補助金」という。）の交付を受けている、又は受けることを予定している介護ロボット等に係る費用

ウ 消費税及び地方消費税

エ 当該年度に補助した機器のリース又はレンタル費用、使用料及びセキュリティ対策費用に係る経費等について、次年度以降の恒常的な費用

オ 介護ロボット等のメンテナンス費及び通信費

カ 介護ロボット等の設置に係る建物の改修費

5 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1に相当する金額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。ただし、1介護サービス事業所につき、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付します。

6 手続きの流れ

時期	申請者	市
介護ロボット等導入予定日の60日前まで	(1) 交付申請	
交付申請受付後 14日程度		(2) 交付決定
3月31日まで ※ (対象年度の末日まで)	(3) 介護ロボット等の導入	
次のいずれか早い日まで ・介護ロボット等導入後30日以内 ・補助対象年度の末日(3月31日) まで	(4) 実績報告	(5) 補助額の確定
交付額の確定後	(6) 補助金の請求	(7) 支払い
介護ロボット等を実績報告した日の1年後から30日以内	(8) 導入効果の報告	

※ 必ず補助対象年度内に導入してください。また、実績報告の時期を考慮したスケジュールでの導入をお願いします。

(1) 交付申請

次の書類を市へ提出してください。

【提出書類】

- ア 東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金交付申請書（別記様式第1号）
- イ 事業計画書（別記様式第1-2号）
- ウ 導入する介護ロボット・ICT機器等の見積書の写し
- エ 導入する介護ロボット・ICT機器等の製品が分かる書類（カタログ等）

(2) 交付決定

市は、(1)での提出書類の内容を審査したうえで、適当と認める場合は「東広島市介護ロボット・ICT機器等支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）」により、当該申請者に通知します。

(3) 介護ロボット等の導入

交付決定を受けた後、3月31日（補助対象年度の末日）までに介護ロボット等を導入してください。また、後述の実績報告の時期を考慮したスケジュールでの導入をお願いします。

(4) 実績報告

次の書類を市へ提出してください。

【提出書類】

- ア 事業報告書（別記様式第5号）
- イ 事業実績書（別記様式第5-2号）

- ウ 導入した介護ロボット等に係る契約書等の写し
- エ 導入した介護ロボット等に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し
- オ 導入した介護ロボット等の写真

(5) 補助額の確定

市は(4)での提出書類の内容を審査したうえで、適当と認める場合は、「東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金額確定通知書(別記様式第6号)」により、補助金の額を確定し、補助対象者に通知します。

(6) 補助金の請求

「東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金交付請求書(別記様式第7号)」により、市に確定した補助金額を請求してください。

(7) 補助金の支払い

市は請求された金額を、補助事業者に支払います。

(8) 導入効果の報告

事業の実績報告した日から1年を経過した日において同日から起算して30日を経過する日又は同日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、機器の導入によって得られた業務の効率化、職場環境の改善等の効果について報告してください。

【提出書類】

東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援事業補助金に係る事業実施報告書(別記様式第8号)

7 その他

- (1) 導入する介護ロボット等を決める際は、複数の製造業者又は販売代理店から見積書を取り、契約の相手方を合理的に選定してください。
- (2) 介護ロボット等導入に際しては、サービス利用者等へ介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて、十分説明を行い、同意を得てください。

【お問い合わせ】

介護保険課 介護給付係

電話(082)420-0937 Fax (082)422-6851

hgh200937@city.higashihiroshima.lg.jp